

令和8年度市民参加対象事項(予定)に対する  
安城市市民参加推進評価会議委員からの計画内容等への質問等

## No.4 生活排水対策推進計画の改定（環境都市推進課）

|   | 意見                                    | 回答   |
|---|---------------------------------------|--|
| 1 | 今回、事業者、企業、アパートやマンション管理にも関わる推進計画でしょうか。 | 本計画は、生活排水による水質の汚濁を防止するために定められるものであります。関連法令として、県民の生活環境の保全等に関する条例においても、市民及び市内事業者に対する啓発を行うことと明記されておりますので、ご意見いただいた方々も含めて対象とした計画となっております。 |

## No.5 安城市建築物耐震改修促進計画の見直し（建築課）

|   | 意見   | 回答                               |
|---|--|----------------------------------|
| 1 | 安城市建築物耐震改修促進計画の対象が、住宅（S50年前）、民間特定既存耐震不適格建築物、市の所有する建築物ですが、これについては変更ないですか。 | 計画の対象建築物につきましても、見直しの中で検討を行う予定です。 |